

1. 総則

1-1 目的

この業務計画の目的は、新型インフルエンザ等が日本国内において大発生した場合において、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を事前に定めることを目的とする。

1-2 事業計画の内容

上記の目的を達成するため、下記の視点から業務計画を策定する。

(1) 人命が最優先

お客さま、都市ガスの供給継続に資する関連事業者さま、都市ガス事業者の従業員(家族含む)の人命保護を最優先とする。

(2) 感染拡大の防止

予防対策を整え、防疫資材等を確保し、都市ガス事業者としての社会的責任も考慮し、お客さま、関連事業者等への感染拡大防止に努める。また従業員等に感染者が発生した場合には、官公庁の指示に従いながら、情報を事業者内外に適切に発信し、感染拡大の防止を図る。

(3) 都市ガス事業の継続

都市ガスの供給を可能な限り平常時と同じレベルに保つように努める。そのために必要な取引先、協力企業との協議も行う。

1-3 基礎知識

(1) 新型インフルエンザ

新型インフルエンザウイルスとは、動物のインフルエンザウイルスが、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと容易に感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザという。新型インフルエンザウイルスは、人類にとっては未知のウイルスであり、人は免疫を持っていないため、容易に人から人へ感染して拡がり、急速な世界的大流行(パンデミック)を起こす危険性がある。新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、通常の季節性インフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されている。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も通常の季節性インフルエンザよりも高くなる可能性がある。

また、過去大流行したスペイン・インフルエンザにおいては 3 回の流行の波があっ

た。今後、発生が予想される新型インフルエンザも同様に流行の波があり、一つの波が約2ヶ月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。そのため、一度流行が終わったとしても、次の流行に備えて更なる対策を行う必要がある。

(2) 被害予想

新型インフルエンザ等は全人口の25%が罹患し、流行が8週間程度続くと予想されている。また従業員や家族の罹患等により、従業員の最大40%が罹患することが予想される。

(3) 発生段階

新型インフルエンザ等への対策は、その状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。このため、国によって、表－1のような5つの段階に分類されている。この段階の決定については、WHOのフェーズの引き上げ及び引き下げを注視しながら、外国での発生状況や国内サーベイランスの結果を参考にして、国の新型インフルエンザ等対策本部が決定することとされている。

表－1 新型インフルエンザ等の発生段階の区分

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・地域発生早期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)

	・地域発生早期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態) ・地域感染期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態) ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態

(4) 新型インフルエンザの発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチン

パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。パンデミックワクチンとは、実際に出現した新型インフルエンザウイルス、またはこれと同じ抗体性をもつウイルスを基に製造されるワクチンであり、国によって、国民全員分を製造する計画である。発症予防や重症化防止の効果があると考えられているが、実際に新型インフルエンザが発生しなければ製造できない。また現在の製造方法では、製造から出荷まで 6 ヶ月程度もかかり、国民全体にいきわたるには 1 年以上かかるとも言われている。プレパンデミックワクチンとは、新型インフルエンザウイルスが発生する前に、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンである。国は、現在鳥インフルエンザウイルス(H5N1 亜型)に対するワクチンをプレパンデミックワクチン原液として製造、備蓄している。ただし、必ず効果があるとは言いきれない。すなわち医学的には完全な予防策は現時点ではなく、それを前提とした業務計画の策定が求められる。

2. 感染予防・拡大防止対策

2-1 一般的な予防対策

以下の予防対策は個人レベルで実施できるものである。都市ガス事業者は従業員や供給継続に資する関連事業者の従事者、可能であれば供給継続とは直接の関係のない関連事業者の従事者にまで、個人レベルで以下を実施するよう国内発生早期に至る以前に指導または教育する。

(1) 手洗い

手洗いには感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することが推奨される。流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60~80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。手洗いは、流水と石鹸を用いて 15 秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。

速乾性擦式消毒用アルコール製剤(アルコールが 60~80%程度含まれている消毒液)は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

(2) 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみがでる時に、他人にうつさないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り 1~2 メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口と前腕部(袖口)で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

(3) 生活上の注意点

・適切な住環境の維持

日常的な掃除の実施により、室内環境を清潔に保つよう心がける。また、加湿器等を利用して、十分な湿度を保つとともに適度な室温を維持する。

・規則正しい生活の実践

ウイルスへの抵抗力を高めるため、十分な休息、適切な食事、適度な運動を心がける。

・各家庭で保存食料や生活必需品を備蓄しておくことが望ましい。

・鳥・鶏肉・豚・豚肉に対する注意

鶏・豚舎や生きた鳥・豚を扱う市場等への立ち入り、生きた鳥・豚との接触は避ける。鶏肉や豚肉は加熱調理するよう心がける。調理中に生肉に触れた調理器具は加熱消毒し、手は石鹸等で良く洗う。

・発生国への渡航

外務省の渡航情報に従うが、新型インフルエンザ等発生国への渡航は公的・私的を問わず止むを得ない場合に限ることが望ましい。

2-2 事業者としての対策

(1) 未発生期・海外発生期

① 職場の掃除・消毒

通常の掃除に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り掃除する。頻度については、最低1日1回は行うことが望ましい。消毒や掃除を行った記録をとっておく。

② 感染防止策に有効な个人防护具と衛生用品の備蓄

ガス事業者として下記のような个人防护具と衛生用品の備蓄をしておく。必要な数量は、対象者と期間から各事業者でも見積もるが、対象者は、全従業員分は必須であるが、供給継続に資する関連事業者の分も確保するか、または関連事業者に確保するよう要請する。期間は50日(8週+10日)分が望まれる。

また、マスクと手袋は使い捨てであることに留意する。さらに个人防护具は、適正に使用しないと効果は十分に得られない点に留意する必要がある。

●マスク

・内勤(オフィスワーク)時用

医療用のサージカルマスクが望ましいが、最低でも家庭用の不織布製のマスク(いわゆるガーゼマスクではない)を準備する。

・公共機関での通勤時用、外勤時、来客対応時用

N95 マスク(防じんマスク DS2)のような密閉性の高いマスクを準備する。

●手袋

手袋着用の目的は、自分の手が汚れるのを防ぐためである。したがって、滅菌されている必要はなく、ゴム製の使い捨て手袋の使用が考えられる。

●ゴーグル、フェイスマスク

ゴーグルやフェイスマスクは、眼の結膜からの感染を防ぐために着用が考えられる。ゴーグルは、直接的な感染だけでなく、不用意に眼を触ることを防ぐことで感染予防にもつながる。

●その他

ウェットティッシュ、消毒薬、検温計(非接触型もあり)についても検討する。

③ 感染防止策に有効な个人防护具と衛生用品の管理体制の構築

備蓄品の管理、防疫具廃棄方法、補充方法等は、管理者を決め、管理者が欠勤しても実施できるように手順をあらかじめ決め、行動業務計画内に記載するか別マニュアルを策定する。さらにその実行が円滑にできるよう訓練しておく。

全ての个人防护具を外した後は、个人防护具にウイルスがついている可能性も

あるのですぐに手洗いや消毒用アルコール製剤による消毒を行う。また、廃棄場所を定め、その処分をする人の感染防止策についても十分に検討しておく必要がある。

④ 職場で感染した可能性がある者が発見された場合の対応準備

発生段階に応じた診療機関や学校等の臨時医療施設を確認し従業員に周知しておく。また(2)⑤で記す対応を行う作業者を決め、日頃から訓練を行い習熟しておく。

⑤ 情報収集および共有体制、関係機関との連携

国、地方公共団体等からの情報収集、業界団体・関係機関等との情報共有方法について検討すること。

(2) 国内発生早期以降

① 一般的な留意事項

従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- ・出勤前に検温し、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出勤しないこと。
- ・勤務中・通勤時には常時マスクを着用する。
- ・不要不急の外出や集会(ガス事業者内の会議も含む)を自粛するとともに、不特定多数の集まる場所に近寄らないようにすること。
- ・外出を余儀なくされた場合も公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないこと。
- ・症状のある人(咳やくしゃみなど)には極力近づかないこと。接触した場合、手洗い、洗顔などを行うこと。
- ・手で顔を触らないこと(接触感染を避けるため)。

② 職場への入場制限等

供給継続業務に資する関連事業者を除き、原則として職場に入場させない。

お客様についても、原則として入場を避けて頂く。止むを得ず、入場させる場合には、その場所を限定し、応対者は別に定める装備を装着し、かつ訪問者(お客さま含む)にも装着して頂く。

職場への入退出時には、出入り口等で手指のアルコール消毒を行う。お客さまや取引先についても実施して頂く。

③ 職場の掃除・消毒

毎日、職場の掃除・消毒を行う。特に多くの人々が接する場所(玄関のドアノブ、訪問者用トイレ等)は、掃除・消毒の頻度を上げる。

④ 従業員の健康状態の確認等

欠勤した従業員本人や家族の健康状態の確認(発熱の有無や発病者との接触可能性の確認)や欠勤理由の把握を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合には連絡し、医師の許可あるまで出勤しないよう指導する。

⑤ 事業所で従業員が発症した場合の対処

発症の疑いがある者を会議室等に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で会議室に向かうことができない場合には、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。事業者は、海外発生期～国内発生早期においては、帰国者・接触者相談センターなどの指定された機関に連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方法(搬送先や搬送方法)について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養まで治療方針は刻々と変化するので、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。なお、国内発生早期は、全ての新型インフルエンザ等の患者は入院措置の対象となり、感染症指定医療機関等で治療を受ける。ただし、地域感染期には入院措置は原則行わず、患者の症状の程度から入院の必要性の有無を判断することになる。患者に入院治療の必要性が認められなければ、必要に応じて投薬を行い、極力自宅での療養を勧める。上記のような対応は消防署(救急)、保健所が行うべきとの考えもあるが、国内発生早期以降は社会的な混乱も発生していることが予想されることから、自助努力も最大限度図れるようにしておく。

⑥ 従業員の家族が発症した場合の対処

従業員本人だけでなく、同居する家族等の発症や従業員の感染者との接触についても把握することが望ましい。

同居家族が発症した場合、従業員自身又は連絡を受けた事業者は、帰国者・接触者相談センターなどの指定された機関に連絡して指示を受ける。

濃厚接触の可能性が高いと判断される場合は、帰国者・接触者相談センターなどの指定された機関から外出自粛等を要請される可能性がある。

自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、帰国者・接触者相談センターなどの指定された機関の意見も踏まえ、その時点で改めて出社の可否を検討する

3. 事業継続計画

3-1 基本方針と前提条件

(1) 生命が最優先

お客さま、都市ガス事業者の従業員(家族含む)、供給継続に資する関連事業者、の生命保護は事業継続に優先する。

(2) 目的

都市ガスの供給について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。
それ以外の業務については継続は必須ではなく、人命保護・感染拡大防止の観点から、むしろ中止・抑制すべきである。特にお客さまと面对する業務は最小限度に留める。

(3) 被害想定

都市ガス事業者の従業員の 40%が欠勤し、流行が 8 週間続くと想定。他の社会機能維持者(※)は最低限度の稼働がなされていると想定。

※治安を維持する者、ライフライン事業者(電力・ガス・水道)、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

(4) 事業計画の発動

以下の事業計画は、原則として国による国内発生早期以降が宣言された時点で発動するが、最終的には当該ガス事業者が設置した対策本部長が発動する。

(5) 救援体制について

実際の流行時には、日本国内全体で流行することになる可能性が高く、また一部地域の流行であっても、人命優先と感染拡大防止の観点から、都市ガス事業者間で人の移動を伴う相互応援は非常に困難となる。したがって、各ガス事業者の自助努力を前提にして事業継続計画を立案する。

(6) 供給継続に資する関連事業者との連携

供給の継続に不可欠な協力企業、取引事業者を洗い出し、十分な協議を行うこと。

3-2 優先業務の選定

各ガス事業者は、自らの業務を下表の2つに分類する。

区分	名称	内容
A	優先実施業務	都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務 (システム、広報、電話受付、勤務管理等)
B	非優先業務	都市ガスの受入・供給の継続に直接関与しない業務

<区分例>

下表－2を参考に各部署において、供給維持に必要な業務を洗い出し、その実施方法を定めておく。面对業務は可能な限り最大限度抑制する。

表－2 業務の区分例

部門	業務	区分	備考
原料 製造	原料（LNG・LPG）の受入に関する業務	A	ローリー受入も含む
	都市ガスの製造業務	A	熱調、付臭含む
	原料調達業務	A	
	製造関連施設の維持管理業務	A	設備の保守点検巡回応急手当等
供給	供給管理、圧力管理	A	中長期的な供給計画を除く
	主要導管の維持管理	A	地区ガバナ含む
	主要導管以外の維持管理	B	法定の漏えい調査含む
	ガス導管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA
緊急 保安	ガス漏れ、供給支障対応の要員	A	(注意1)
システム 管理	受入・供給・顧客管理等、供給に必須なシステムの保守業務	A	導管図面システムを含む
総務	感染拡大に関する業務	A	
総務 経理 広報	対策本部支援業務	A	
	労務管理	A	
	経理処理	A	但し、最低限度
	広報	A	業務停止を行うことの広報やマスコミ対応が必要
	上記以外 福利厚生、中長期要員計画等	B	

お客さま 関連 業務	定期保安巡回	B	法定周知・調査含む
	開閉栓	B	新設開栓含む（注意 2）
	検針	B	
	面对しての料金收受	B	銀行振り込み等は継続
	電話受付	A	
	内管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものは A
	ガス機器販売、修理	B	（注意 2）
	新規営業	B	
資材	製造・供給継続に必要な資材類(導管材料含む)の調達	A	
	上記以外の資材の調達	B	

（注意 1）

緊急保安業務のうち、下記の面对が必要なものについても抑制を検討する。

但し、（注意 2）参照。

- ・マイコン復帰 電話復帰頂く。ガス臭い等の異常がない限り出動しない。
- ・灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止ししガスの使用できないことを要請する。すなわち、灯内内管の修理は行わない。
- ・機器修理 当該機器の使用を中止して頂く。

（注意 2）

お客さまが社会機能維持者、緊急指定病院等、社会的な重要施設であった場合は別途対応する。

3-3 非優先業務の停止

3-2 で選定した **B(非優先業務)**については、原則として小康期まで行わない。したがって、**A の業務に従事する者以外は出勤を停止**することが望ましい。

但し、法定業務については、所管する経済産業省(局・監督部含む)へ事前連絡すること。

また、検針については、お客さまと対面せず実施できる場合には、各事業者の経営判断で、マスク等を装着して実施することも可。非優先業務を停止するにあたっては、即予約分の扱い等、停止手順をあらかじめ決めておくことが望ましい。

3-4 出勤を停止した場合の措置

(1)在宅勤務の検討

3-2 で選定した A の業務について、在宅で可能なものは極力在宅で行う。そのために必要な PC 等の持ち出し規定についてもあらかじめ策定しておくこと。

(2)健康管理の徹底

家庭で感染しないよう、不要不急の外出は避け、2-1 に記した健康管理を徹底すること。

(3)ガス事業者との連絡

B の業務に従事し、在宅勤務とされた場合でも、A 業務の交替要員として出勤となる場合もある。したがって、常に連絡先を対策本部に届出しておくこと。

3-5 通勤について

極力公共交通機関は利用しない。そのため、下記いずれかを検討しておく。

- ・業務用車・自家用車による通勤

駐車場の確保も合わせて検討

- ・ガス事業者施設への宿泊

この場合、宿泊場所、毛布、飲食物等の準備が必要である。

3-6 人員計画

- ・3-1 に記した条件で A 業務が遂行できるよう、あらかじめ従業員・供給継続に資する関連事業者職員の割り当てを行い、本人に周知しておくこと。
- ・職場責任者が欠勤した場合に備え、代行者も定めておくこと。
- ・要員の健康状態を把握し、適宜業務割り当ての修正を行う。

3-7 原料（天然ガス等）の確保

- ・原料産出国、運搬船に関わる業界等での流行情報を入手し、原料調達への影響を常に把握する。
- ・必要に応じて、影響を受けていない原料調達先からの調達量増加や、国内の他の原料調達者からの支援・融通の協力をお願いする。逆に他業界からの要請があれば可能な限りで対応する。
- ・原料逼迫の事態が発生する場合には経済産業省・局へ速やかに連絡すること。

3-8 供給停止区域発生時の措置

供給停止が発生した場合、または発生する可能性が非常に高いと判断される場合には可能な限り速やかに表-4 に示す関連機関に連絡すること。この場合、経済産業省から病院

等重要施設には代替供給の検討等の指示が出される場合があるので、協力する。

3-9 社会・お客さまへの広報

- ・ 新型インフルエンザ等流行時に、ガス事業運営に関して、お客さま・地域社会・マスメディア等に情報提供することが望ましい。(特に 3-8 の事態の場合は重要)
- (例：「ガス供給に支障ありません」「新設工事や機器修理には収束後にお願いします」)

4. 対策本部の設置

- (1) 原則として国による国内発生早期移行が宣言された時点で対策本部を設置する。
その標準的組織を表－1 に示す。
(海外発生期でも、地域の実情に応じて必要な場合には、規模の小さな対策本部を設置することが望ましい)
対策本部の設置は、表－1 に定める事務局の具申にもとづいて社長が決定する。
ただし不在の場合にはあらかじめ定めた代行順位(表－2)に基づき代行する。
- (2) 的確かつ迅速な対応をはかるため、分担体制(表-5)を整備する。
- (3) 対策本部設置後は、表－4 に定めるとおり外部諸機関との連絡を密に取る。
- (4) 事務局の長〔総務部長等〕は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除または変更する。

< 注意点 >

- ・ 産業医や産業看護職がいる場合は適宜助言を受ける。
- ・ 正確な情報を収集するとともに、従業員や取引先、地域住民等に対して情報提供に努める。
- ・ 供給継続に資する関連事業者との連携を密にし、必要に応じて相互支援等を行う。
- ・ 平時より厚生労働省、外務省等から示される情報を注意すること。

5. 教育・訓練

(1) 感染予防に関する教育

2-1 に記した感染予防に関して、従業員全員に対し教育・訓練を計画して実施する。

(2) 感染発生を想定した初動訓練

2-2(2)⑤に記した対応ができるよう訓練しておく。

(3)供給継続に係る訓練

優先業務 A の指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者は、その業務が円滑に実施できるよう訓練しておく。

(4)全体訓練

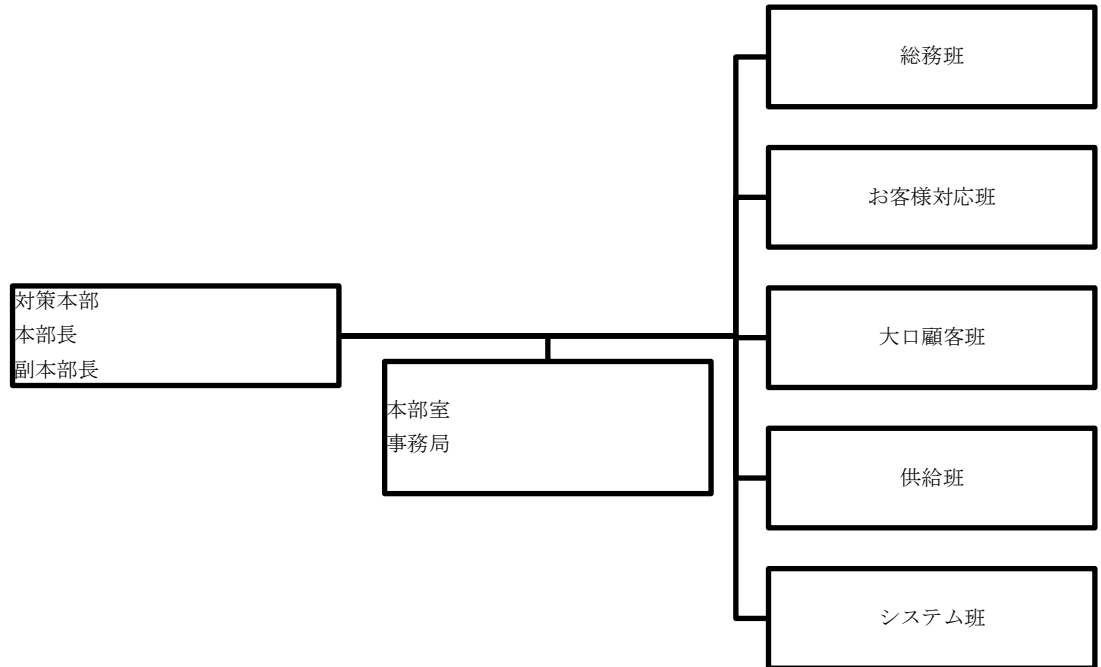
対策本部の設置から始め、優先業務 A の遂行に至る一連の流れを確認する。

6. その他

(1)特定接種について

特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもののうち、これらの業務に従事する者（工事会社等の供給継続に資する関連事業者を含む）となる。特定接種の対象者を選定し、ワクチンについては、副作用の恐れがあること、効果が未確定であるため接種後にも感染防止策を講じなければならないことなどについて、説明して同意を得ておく。その他、国からの「特定接種に関する実施要員」に基づき、接種場所等の必要な事項について検討すること。

表－１ 非常体制の組織例



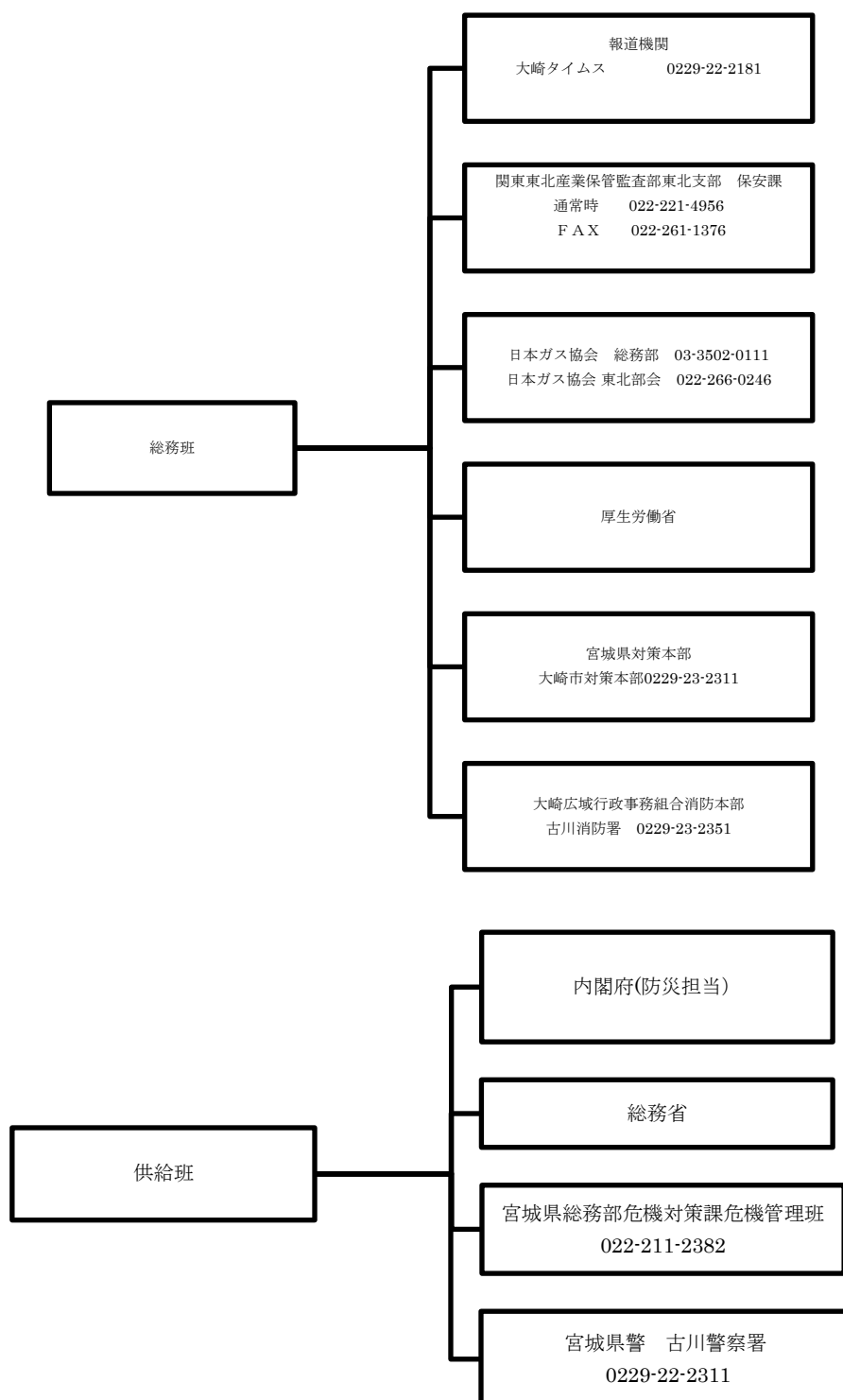
表－２ 体制発令の代行順位

代行順位	代行者
第１位	取締役総務部長
第２位	取締役営業部長
第３位	都市ガス部長代理

表－３ 非常体制の分担

総括班	部署名	主な役割・業務
本部長	代表取締役社長	対策本部業務の推進・総括
副本部長	取締役総務部長	対策本部長の補佐
事務局	総務課長・経理課長	対策本部内実施策の検討・実施
総務班	総務部各課	外部広報対応、役所対応、警備に関する事項 社員・グループ社員の勤務状況・安否確認、感染予防・感染拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底
お客さま対応班	営業部全課	一般のお客さま対応、受付対応
大口顧客班	都市ガス部	大口お客さま対応
供給班	都市ガス部都市ガス課	供給操作の検討・実施、導管事故処理 計画検討・実施、導管警備体制の確立
システム班	総務部	社内 IT システム維持に関する事項

表－４ 防災関係機関との情報連絡等経路



上記の連携は原則であり、災害対応上必要なときは各班で対応する。また、必要に応じて、行政の対策本部・官公署と情報交換を行い、具体的な対応を図る。